

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【69】

2. 日時：令和4年1月27日 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

照井安全審査官、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他16名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長代理 他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	あ、規制庁ナカムラですそれでは島根 2 節購入ヒアリング、近隣の機能に係るヒアリングを始めたいと思いますのでご説明よろしくお願ひします。
0:00:18	中国電力の松本です。よろしくお願ひいたします。それでは、
0:00:22	緊急時対策所の機能に関する説明書の説明をいたします。まず、当初の確認をいたします。
0:00:29	当初、今から申し上げます Ms2 とか 034。
0:00:34	Ms2.1075NS に 1.1075 括弧費。
0:00:42	Ms2 歩 016。
0:00:45	円 SE を 009 階 02 の以上 5 冊となります。最後に申し上げました、NS2 歩 009 階 02 は昨年 12 月に提出している資料でございます。以上でございますでしょうか。
0:01:04	規制庁仲田です。はい。大丈夫ですよろしくお願ひします。
0:01:09	中国電力の松元です。了解しました。
0:01:11	それでは進行ですけれども、説明は、比較表を用いて、先行電力との相違箇所について説明いたします。
0:01:20	それから、
0:01:21	補正書からの、
0:01:24	記載適正化箇所についてですけれども、設置比較表の説明に合わせて説明いたしますこの進行で考えませんか。それからですね、この、
0:01:35	緊急時対策所の機能に関する説明書。
0:01:38	(1) と (2) の構成になっております。説明時間を考慮しまして、
0:01:45	一度一通り説明をしましてそれから質問を伺いたいと考えておりますがその進行で構いませんか。
0:01:53	規制庁野田ですはい。大丈夫です。
0:01:58	中国電力の松元です。了解しました。それでは、説明を始めたいと思います。比較表の 2 ページをご覧ください。
0:02:12	こちら、一つ目の相違点としまして、信号機の業務移行の (1) と (2) の実線を引いております。
0:02:19	こちらは、
0:02:21	茅根号機は、有毒ガスに対する防護措置を記載することによる相違でございます。
0:02:27	次に、二つ目の相違点としまして、
0:02:30	諮問 5 期の、
0:02:33	3.3. 2 項に、実践を聞いております。こちらは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	島根 2 号機は、SPDS、電送サーバーからERSSデータセンター及び本社へ 伝送することの相違でございます。
0:02:46	続いて 3 ページをご覧ください。
0:02:52	一つの相違点として、東海第 2 の 2.1 項 3 行目以降、柏崎 7 号機の 5 行目以 降に、実線を引いております。
0:03:01	こちらは、島根 2 号機は専用の建物を新設しているための装置ございま す。新設建物に緊急時対策本部を設けております。
0:03:11	次に三つ目の相違点として、島根 2 号機の 4 行目に、実線を引いておりま す。
0:03:17	こちらは島根 2 号機の緊急時対策所は、EL50 メートルの高台に設置するこ との総意でございます。
0:03:25	続いて 4 ページをご覧ください。
0:03:29	まず、補正書からの適正化箇所を説明いたします。
0:03:34	(2) の 2 行目、中央制御室の共用を、
0:03:38	追記しております。次に、(3) の 3 行目。
0:03:42	屋外に設置の前後に鍵括弧を追記しております。同じく、
0:03:48	(3) の 4 行目、急流を補給に見直しております。
0:03:53	続いて、相違点の説明を行います。
0:03:58	次の相違点とし、
0:04:00	そして、島根 2 号機の(3)の 3 行目に、実践を聞いております。
0:04:05	こちらは島根 2 号機の緊急時対策所発電機を屋外設置とすることの総意で ございます。
0:04:12	同じく二つ目の相違点の二つ目。
0:04:15	今回第 2 段落目の一行目、2 行目に、実線を引いております。
0:04:19	こちらは島根 2 号機の緊急時対策相発電機を屋外に設置すること。
0:04:25	それから希ガス等の放射性物質放出時は、屋外作業を行わないことの相違で ございます。
0:04:32	続いて、6、6 ページをご覧ください。
0:04:38	6 ページの二つ目の相違点として、東海第 2 の 5。
0:04:43	五行 3 ページの 5 行目以降に、実践を聞いております。
0:04:48	こちらは記載構成の相違で、島根 2 号機については 8 ページに記載をして おります。
0:04:54	続いて 7 ページをご覧ください。
0:04:59	一つ目と三つ目の相違点としまして、
0:05:03	島根 2 号機の記載に実線を引いております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:06	こちらは島根 2 号機の設備概要を記載することの相違でございます。
0:05:11	続いて 8 ページをご覧ください。
0:05:16	ページ一番下の五つの相違点でございます。東海第 2 の 4 行目 5 行目、島根 2 号機の 5 行目 6 行目に実線を引いております。
0:05:26	こちらは、事務号機は非常用所内電気設備から緊急時対策所に電源供給を行うことによる相違でございます。
0:05:35	続いて 9 ページをご覧ください。
0:05:39	まず、補正書からの変更箇所を説明いたします。
0:05:43	3 段落目の 2 行目です。
0:05:46	必要となる電源容量の見直しにより、58kW から 80kW に見直しております。
0:05:53	続いて 4 段落目の一行目と 2 行目です。
0:05:57	補給に関する記載を見直しております。また、給油を急に見直しております。
0:06:04	5 段落目の 2 行目です。
0:06:07	緊急時対策所用発電機の運転時間見直しにより、
0:06:10	41 時間を 37 時間に見直しております。
0:06:15	5 段落目の 4 行目 5 行目は、給油を補給に見直しております。
0:06:22	続いて、相違点の説明です。
0:06:25	二つ目の相違点としまして、東海第 2 の 2 段落目の 3 行目。
0:06:31	柏崎 7 号機の 3 段落目の 2 行目、島根 2 号機の 3 段落目の 2 行目に、実線を引いております。
0:06:39	こちらは設備構成の相違により、必要となる。
0:06:42	電源容量が異なることの相違でございます。
0:06:46	三つ目の相違点としまして、東海第 2 の 3 段落、島根 2 号機の 4 段落に実線を引いております。こちらはタンクローリーと燃料系統の設備構成の相違による、
0:06:58	ものです。
0:07:00	よ。
0:07:01	つめの相違点のうち、一つ目の崩壊第 2 との相違点としまして、
0:07:07	島根 2 号機の 5 段落目に、
0:07:10	実線を引いております。こちらは島根 2 号機の緊急時対策所用発電機が可搬型であることによる相違でございます。
0:07:19	四つめの相違点のうち、二つ目の柏崎 7 号機との相違点として、柏崎 7 号機の 5 段落目の 3 行目に、実線を引いております。
0:07:29	こちらは島根 2 号機の運転時間を記載していること。
0:07:33	また、切り換え時間を記載していることの相違でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:38	六つ目の相違点としまして、柏崎 7 号機の 2 行目、3 行目、5 行目に実線を引いております。
0:07:45	こちらは島根 2 号機は制御回路を起動した状態で運転せず、待機することによる相違でございます。
0:07:55	続いて 10、
0:07:57	1 ページをご覧ください。
0:08:01	まず、補正書からの
0:08:04	記載の適正化を説明いたします。
0:08:07	3 段落目の、冒頭プルームと記載でございます。こちらは放射性雲からの記載を見直しております。
0:08:15	続いて、相違点の説明です。
0:08:17	三つ目の総医研としまして、
0:08:19	柏崎 7 号機の 4 段落目、全体に実線を引いております。
0:08:24	こちらは、プルーム通過後の吸気場所雰囲気改善に関する運用の見直しでございます。
0:08:31	12 ページをご覧ください。
0:08:34	まず、コセイ所からの記載適正化の説明をいたします。
0:08:38	一段落目のプルームでございます。放射性雲から記載を見直しております。
0:08:44	続いて、その点の説明です。
0:08:48	一つ目の相違点としまして、東海第 2 の一段落目、
0:08:52	柏崎 7 号機の一段落目の 2 行で、島根 2 号機の一段落目に実線を引いております。
0:08:59	こちらは、
0:09:00	プルーム通過後は、プルーム通過前の系統に戻すことによる相違でございます。
0:09:07	ただいまの相違点に関しまして、1 ヶ所訂正でございます。
0:09:12	柏崎 7 号機の一段落目 2 行目に実線を引いておりましたが、備考欄に記載をしておりませんでした。設備の相違ということで記載をいたします。
0:09:24	続いて二つ目の相違点でございます。島根 2 号機の 3 段落目に、実践を、
0:09:30	聞いております。こちらは放射性管理施設の撮影について記載をしております。
0:09:36	14 ページをご覧ください。
0:09:43	そういう点の説明です。二つ目の相違点として、
0:09:49	今回第 2 の 4 段落目の 3 行目以降に、実線を引いております。こちらは島根 2 号機は、通信連絡設備に関する説明書にて記載をしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:59	15 ページを。
0:10:01	ご覧ください。
0:10:03	聖書からの、
0:10:06	記載適正化箇所を説明いたします。
0:10:08	2 段落目の、
0:10:10	3 行目。
0:10:11	自治体から地方公共団体に記載を見直しております。
0:10:16	続いて、相違点の説明です。
0:10:19	一つ目の、
0:10:20	総医研として、島根 2 号機の一段落目の 5 行目に実線を引いております。
0:10:26	こちらは、発電所外の通信連絡に無線系回線を、
0:10:30	使用することの相違でございます。
0:10:33	三つ目の相違点として、芦田崎 7 号機の 3 段落目の、
0:10:39	6 行目 7 行目。
0:10:41	島根 2 号機の 3 段落目の、
0:10:44	5 行目 7 行目 8 行目に実線を引いております。
0:10:50	こちらは各社設備構成が異なることの相違でございます。
0:10:56	四つめの相違点としまして、島根 2 号機の 4 段落目の実線を引いております。
0:11:02	こちらは、通信連絡設備を緊急時対策所の設備として兼用することを記載して、
0:11:07	おります。
0:11:10	17 ページを。
0:11:12	ご覧ください。
0:11:15	補正書からの変更箇所を説明いたします。表 3-1 について、
0:11:20	換気空調設備、それからその他設備の負荷容量を見直しております。
0:11:28	続いて相違点の説明です。
0:11:31	一つ目の相違点としまして、
0:11:33	島根 2 号機の表の 3-1 でございます。こちらは設備構成が異なるための相違でございます。
0:11:41	三つ目の相違点としまして、今日、3-2 でございます。
0:11:45	こちらは、採用する景気によって使用が喪失創出し、相違しております。
0:11:52	それでは 20 ページをご覧ください。
0:11:58	補正書からの記載適正化場所を説明いたします。
0:12:04	図の 3-2。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:05	のうち、三分の 2、三分の 3、
0:12:09	につきまして、図の左側にあります赤枠が、第 4 保管エリアを示しております。
0:12:16	設置許可の段階から形状が変わっております。
0:12:20	詳細は保管アクセスの 1 回目のヒアリングにて、変更点として説明予定ですが、
0:12:26	形状変更に
0:12:28	伴いまして、保管場所とアクセスルートの評価に影響を与えるものではございません。
0:12:34	21 ページをご覧ください。
0:12:41	相違点の説明でございます。一つ、
0:12:45	二つ目の相違点として島根 2 号機の図 3-3 でございます。
0:12:50	こちらは、非常用所内電気設備から緊急時対策所に電源供給を行うことの総意でございます。
0:12:58	23 ページをご覧ください。
0:13:03	補正書からの変更箇所を説明いたします。
0:13:07	図 3-5 につきまして、右上の凡例に、
0:13:12	要員数を追記しております。
0:13:15	また中期の記載を見直しております。
0:13:19	続いて相違点の説明です。
0:13:22	一つ目の相違点としまして、島根 2 号機の図 3-5 ございまして、
0:13:27	プルーム通過時に緊急時対策所にとどまる要員のレイアウトについて記載をしております。
0:13:37	25 ページを。
0:13:39	ご覧ください。
0:13:42	補正書からの記載適正化箇所を説明いたします。
0:13:46	図の 3、6 人。
0:13:47	つきまして、
0:13:48	各図の上に記載。
0:13:50	トリウムの記載がございますこちらを放射性雲から見直しております。
0:13:57	26 ページをご覧ください。
0:14:00	補正書からの変更箇所を説明いたします。
0:14:04	津野さんの 7 でございます。
0:14:07	別のヒアリングの反映となりまして、チェンジングエリア内の、
0:14:12	入り資機材を明示するため、レイアウト。
0:14:15	を見直しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:19	続いて総医研の説明です。
0:14:23	二つ目の相違点としまして、
0:14:25	島根 2 号機図 3-7 でございます。
0:14:29	こちらチェンジングエリアを設けておりまして、複数のアクセスルートをしなないということによる相違でございます。
0:14:36	では 27 ページをご覧ください。失礼しました。20、
0:14:41	8 ページをご覧ください。
0:14:44	補正書からの変更箇所を、
0:14:46	説明いたします。図 3-8 は、
0:14:49	戸部別のヒアリングの反映となっております。
0:14:53	図中の黄色の着色について記載を見直しております。
0:15:00	それから、別のヒアリングでご質問ありましたけども、SPDSにおいて、建物間の有線系が故障した際、無線系に与え、影響を与えない設計としておりまして、
0:15:11	これについては、通信連絡設備の説明書にて説明を説明いたします。
0:15:20	緊急時対策所の機能に関する説明書。
0:15:24	以上になりまして、補足説明資料は、
0:15:28	の説明を行います。
0:15:38	それでは、NS25016 をご覧ください。
0:15:55	5 ページ目の方もこれ
0:15:59	1 ポツ、工事計画添付書類に関わる補足説明資料こちらの久慈のところをご覧ください。
0:16:05	表のところをご覧ください。
0:16:07	表の下部に注記で記載しておりますけども、
0:16:11	緊急時対策所の有毒ガス防護に、
0:16:14	関わる内容につきましては、
0:16:17	中央制御室の機能説明書のヒアリング順に提出をしております。
0:16:23	提出をしておりますので補足説明資料内に記載をしております。
0:16:28	続いて、
0:16:31	4 ページ目の 55、失礼しました。
0:16:36	ページ下の 1 ページ、1 ポツで始まる場所のページをご覧ください。
0:16:45	こっち、緊急事態、1 ポツ 1 緊急時対策所に収容する要員の考え方ということで、その下、1.1、重大事故時に必要な、
0:16:55	指示を行う要員の記載がございます。続いて、
0:17:00	失礼しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:02	ございましてそれが1ページ、2ページ、3、4ページと続いております。
0:17:07	こちらにつきましては設置許可の、
0:17:12	設置許可時に説明をさせていただきますので、詳細の説明は省略いたします。
0:17:17	続いて、5ページ下5ページの、
0:17:21	2ポツ、資機材等についてでございます。
0:17:25	こちら同じく5ページに、2.1、放射線管理用資機材、
0:17:31	それから、
0:17:34	ページ下8ページの2.2、その他資機材等もでございます。こちら、こちらにつきましても設置許可の審査時に説明をしておりますので、
0:17:46	詳細の説明は省略いたします。
0:17:49	緊急時対策所の、
0:17:51	機能のうち、
0:17:54	有毒ガス防護除くを、の説明を終わります。
0:17:59	それでは続きまして有毒ガス防護についての説明を行います。説明者かわります。
0:18:06	中国電力の佐藤です。
0:18:08	ここからは、緊急時対策所の機能に関する説明書のうち、20、比較表29ページ以降に記載の有毒ガス防護に係る箇所についてご説明いたします。
0:18:20	29ページの目次に記載の通り、東海第2発電所には、当該資料がございませんので、柏崎7号機との相違のみご説明いたします。
0:18:31	また、緊急時対策所の機能のうち、有毒ガスに関わるもの、柏崎刈羽原子力発電所7号機との相違理由については、
0:18:41	昨年の12月23日のヒアリングでご説明させていただいた。
0:18:47	中央制御室の機能に関する説明書の有毒ガス防護に関する御説明内容とほぼ同じとなります。
0:18:55	よって、本日は、
0:18:56	12月23日にご指摘があったコメントを本資料にも反映しておりますので、そのご説明と、中央制御室機能に関する説明書等、
0:19:07	記載が異なる箇所について主にご説明いたします。
0:19:12	まず、30ページをご覧ください。
0:19:16	先日、1月18日の緊急時対策所の基本設計方針のご説明の際に、ご確認いただきました病院の考え方についてご説明させていただきます。
0:19:29	2ポツ1をご確認願います。
0:19:32	ここで、緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:39	これを指示要員と言いますが、
0:19:41	主事要員に有毒ガスの影響がないように設計すると記載してございます。
0:19:47	ここで、主主事要員と記載しているのは、規則の解釈からの引用となります。
0:19:54	この指示要員の考え方については、
0:19:57	有毒ガスの補足説明資料、
0:20:00	エス・エム・エス飯野の 009 階に、ご覧ください。
0:20:07	こちらの通しページ 98 ページをお願いいたします。
0:20:14	こちらに概要、ガイドの記載を引用しておりますが、
0:20:18	表 1 にございますように、主事要員は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と整理しております。
0:20:28	なお、主事要員とは、記載しておりますが、結論としては、緊急時対策所自体が、有毒ガスの影響はございませんので、その他の要因についても影響はないと考えております。
0:20:41	比較表に戻ります。
0:20:44	各表の 39 ページをお願いいたします。
0:20:49	39 ページの黄色ハッチング箇所につきまして、12 月 23 日ヒアリングのコメントを反映し、建屋投影面積の値が明確となるよう、
0:21:01	表の 4-3 に紐づける記載に、
0:21:05	変更しております。
0:21:07	次に、42 ページの黄色ハッチング箇所につきましても、12 月 23 日のヒアリングコメントを反映し、
0:21:17	各ご提言の評価においては、各ご提言と評価点を結ぶ 1 号イ及びその隣接方位に固定元が複数存在しないことから、
0:21:27	有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合は合算しないということを明確化しております。
0:21:35	また、同じページの二つ目の実線箇所につきまして、緊急時対策所の有毒ガス防護判断基準値に対する割合の最大値は、
0:21:45	0.13 という結果になりまして、柏崎刈羽 7 号機と評価結果の相違による記載の相違がございました。
0:21:54	続きまして、48 ページをお願いいたします。
0:22:00	48 ページから 51 ページに、黄色ハッチングしております。表 2 表の 3 につきまして、こちら、文末。
0:22:10	表内の文末のクック店の有無にばらつきがございましたので、9 点なしで統一いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:18	なおガイドからの抜粋箇所につきましては、ガイドの記載のまま基点を残しております。
0:22:25	次に、49 ページをご覧ください。
0:22:30	選定理由の発信選定理由には次の通り、放射性雲と記載していたものを、希少せ気象指針の記載に合わせルームに変更しております。
0:22:46	50 ページをご覧ください。
0:22:49	50 ページの表の 4-3 の 6 分の 3 について、緊急時対策所に対する有毒ガス拡散評価においては、
0:23:00	管理事務所、1 号館の建物による巻き込み影響受けますので、柏崎刈羽 7 号機と記載の相違がございます。
0:23:10	建物の巻き込みにつきまして補足説明資料を用いて補足いたします。
0:23:16	補足説明資料の 240 ページをご確認ください。
0:23:24	240 ページで、大気拡散評価におけるパラメータのうち、建物投影面積につきましては、保守的に複数の投影面積の中で、
0:23:35	最小の面積をすべての方位に適用しており、
0:23:39	その値は、表 6-4、及び、09-8 に記載の通り、
0:23:45	850 平方メートルとなります。
0:23:49	241 ページをご覧ください。
0:23:52	建物の巻き込みを考慮した結果、評価対象合意は、図 6-9 の通りとなります。
0:23:59	建物の巻き込みに関する説明は以上となります。
0:24:03	比較表に戻ります。
0:24:06	比較表の 50 ページをご覧ください。
0:24:12	50 ページから 53 ページ。
0:24:15	の表の 4-3 の、6 分の 3 から 6 分の 6。
0:24:20	につきましては、先ほど説明資料でご説明した内容をまとめたものとなります。
0:24:27	次に、54 ページ。
0:24:30	と、55 ページの表 4-5 につきましては、
0:24:34	評価対象物質の相違などによる、計算結果の相違となります。
0:24:42	57 ページをお願いいたします。
0:24:46	島根 2 号機におきましては、
0:24:48	稼動元に対する防護として、緊急時対策所に全面マスクを配備することとしていることから、記載に相違がございます。
0:24:59	その他の箇所につきましては、中央制御室でのご説明の際の内容と同一となりますので、割愛割愛させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:08	緊急時対策所の機能に関する御説明、機能に関する説明書のご説明は以上となります。
0:25:22	規制庁仲間ですありがとうございました。ちょっとさ、先ほど大南ほかの形が変わったっていうのがあるんですけど、ちょっと詳しくご説明いただけますか。
0:25:49	すいません中国電力の西田です。第四課エリアの形状変更したことに関してですが、
0:25:58	ACCESSのですね 1 回目のヒアリングにて変更点を説明する予定なのですが担当をお呼びして、詳細を説明した方がよろしいでしょうか。
0:26:09	規制庁猪狩です。
0:26:14	宇都。
0:26:16	に今いる人では、
0:26:18	少なくとも、なぜ、なぜ変更になったのかっていうのと、どう変更したのかっていうのをちょっと簡単でもいいのにいいので、
0:26:27	把握しておきたいんですけど、今説明できる方っていらっしゃる。
0:26:33	いいですか。
0:26:46	中国電力の森脇です。
0:26:49	それでは第 4 保管エリアの形状変更したまず理由についてご説明いたします。
0:26:55	第 4 保管エリアにおきましては、可搬型のSA設備及び自主設備を、を行っておりますけれども、その自主対策で置く可搬設備。
0:27:06	とエッセイの可搬設備の離隔距離、これをさらなる今裕度を確保するということを目的といたしまして、
0:27:14	第 4 保管エリアの形状を、を若干大きめに変更してございます。
0:27:21	変更箇所の形状につきましては、
0:27:26	少々お待ちください。
0:27:43	本日提示しております、四角を、
0:27:50	比較表になります。
0:27:52	月 2.1075 括弧日を、20、
0:27:58	20 ページになります。
0:28:04	20 ページで
0:28:06	黄色ハッチングしてます図の 3-2 に変更後の図を付けてございます。
0:28:13	説明以上になります。
0:28:23	金先生はわかりません。とりあえず許可のときの強い資料をちょっと見てみてどう変わったのかもこちらで確認します。
0:28:32	それで、もう一つちょっと聞きたいのがですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:40	この2型を確保するっていうのはいいんですけど
0:28:45	いつ、
0:28:49	12月2、主な説明事項として、
0:28:53	許可からの変更点含めて説明があったと思ったんですけど。
0:28:58	その時にこれがノミネートされてなかったのは何ですか。
0:29:13	中国電力の内藤です。
0:29:16	保管エリアのこの形状変更につきましては、
0:29:22	12月時点ではなくて最近、変更。
0:29:26	決めたものでございまして、ちょっとそこでは、エントリーしてなかったというものになります。以上です。
0:29:32	規制庁表です。だから最近ちょっと見直しをして、その結果局から変わったつちゆうことですね。それはわかりました。
0:29:41	それは、
0:29:43	ただ
0:29:47	何かほかにも、
0:29:50	何だろう、
0:29:52	どっかのタイミングで今日から変更点で、
0:29:56	それをヒアリングしていけば個別の説明書の中で多分聞いていくことになると思うんですけど、少なくとも今の、何ていうんですかね、
0:30:04	各会合との関係で言うと、今局から変更ってある計装のところとか、
0:30:10	竹中って、それはちょっと何かどっかのタイミングで、
0:30:16	の、
0:30:17	をノミネートして、してくださいね。それどっかの会合のタイミングなのか、最後、
0:30:25	まとめる時なのかっていうのはあるかもしれないんですけど、いずれちょっと。
0:30:31	どこかで、
0:30:34	許可からの変更点の中には、ここそれ、
0:30:38	この最初の介護以降で変更したのものも、
0:30:44	入れてくださいねっていうのはちょっとまたそれは、
0:30:47	次の会合とかどっかの会合でやる時にちょっと相談させてください。
0:30:52	はい。
0:30:55	中国電力の内藤です。承知いたしました。
0:30:58	設置。
0:31:00	局からの変更点、論点になる認識がございましてそこは入れていこうと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:06	なお
0:31:07	保管エリアの形状変更につきましては、保管アクセスのヒアリング、
0:31:14	予定しておりますのでそこで、
0:31:17	詳細については説明しようと考えております。以上です。
0:31:21	桐山です。わかりましたはい。状況は理解をしたので細かい説明はおっしゃる通りその他既設の個別の説明書の方でやっていただければいいんですけど。
0:31:31	ちょっとそういう話があるということで他施設の担当にも伝えて、
0:31:35	おきたいと思います。以上です。ありがとうございます。
0:31:51	規制庁の赤田です。では比較表の方からちょっと確認していきたいと思っ
0:31:59	まず、ちょっと確認だけなんですけど、先ほど3ページのところの基本方針の(1)のところで、
0:32:11	なんの。
0:32:13	ところがあって、基準津波の影響で、設計とする場合であった後に、高台に設置するので、津波が受けない設計とするって書いたんですけど。
0:32:22	この基準津波と津波の関係っていうのを説明いただけますか。
0:32:45	中国電力の松元です。申し訳ございません。ただいまのご質問、もう一度お願いしてもいいでしょうか。
0:32:53	規制庁仲村です。先ほど3ページの、
0:32:56	(1)のところで、
0:33:00	津波による影響を受けない設計とすると書いてあんですけど、ここで基準津波の影響を受けない設計とするって書いてあった時に高台に、敷地高さEL50メートルに設置するので、
0:33:10	浪江による影響を受けない設計とするって書いてあるので、
0:33:13	この基準整備と、その下の津波による吸気堆積物の、その関係というか、
0:33:19	伊丹宇都、なぜ二つ出てきたのかっていうのは、
0:33:23	ご質問の趣旨なんですけど。
0:33:35	中国電力の松元です。基準津波と津波の書き上げ芸は、特に他意はありませんで、他社の記載を参考にしてこの(1)の記載の構成としております。以上です。
0:33:56	規制庁仲間ですが、あれと基準絡みと、この下の津波、
0:34:02	っていうのは、
0:34:04	同じものってことですか。
0:34:07	他社の記載を参考に、このように書かれたっていう認識でよろしいですか。
0:34:16	中国電力の松本です。ご認識の通りでございます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:26	長中田ですわかりましたと、ちょっと同じようであるなら、そのことがわかるようにちょっとこの記載ですと、
0:34:37	改めて影響が設計するってのが、2回出てきてるので、ちょっと違うさしてるかという形に見えるので、そこら辺が、
0:34:47	わかるようにっていうかちょっと記載の、
0:34:51	適正化を検討いたしてもよろしいでしょうか。
0:34:56	中国電力の松本です。承知しました。
0:35:44	規制庁仲間です続いて比較表の9ページなんですけど。
0:35:52	緊急時対策所の発電機の燃料タンクのところで、37時間以上の円ずつ給電可能であるって書いてあるけど、
0:36:01	これちょっとこれ読んだときにこの37時間以上の連続給電が可能っていうのは、
0:36:08	タンクの容量だけで決まらなくて、消費量に、
0:36:14	寄ってくるのかなと思うんですけども。
0:36:16	例えば
0:36:18	消費量を書いた上でだから37時間以上給電可能なんですっていうのがわかるような記載っていうのは可能でしょうか。
0:36:42	中国電力の松元です。この37時間というのを、37時間をですね、その燃料タンクと、上に書いてある80、
0:36:52	医療アポこれの負荷の時の燃料消費量で、導いております。
0:36:59	従いまして記載。
0:37:02	ニュー消費量を記載することは可能ですけども、現状、者の記載を参考にして記載しているという状況でございます。以上です。
0:37:19	規制庁仲村ですはい当社参考1のやつはわかるんですけど、
0:37:25	基本的に比木さ飯田と
0:37:29	燃料の両々社会じゃなくて、
0:37:32	要は、どれ全然実際できるのかってのがちょっとよくわからないので、そこはちょっと記載を検討いただけますか。
0:37:43	中国電力の松本です。承知しました。
0:38:11	規制庁鳥居です。緊対所用電源のスペックって、
0:38:17	説明書で言うところに出てくるんですけどつけ。
0:38:31	中国電力の松本です。
0:38:33	この図書以外ですと、
0:38:35	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書で記載をしております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:46	だからそこに見るそこ見ると、発電キーのスペックとしてリッター当たりの、
0:38:55	容量が見れるっていいですか。
0:39:08	中国電力の松本です。少々お待ちください。
0:39:41	中国電力の松本です。先ほど、
0:39:45	ご説明いたしました非常、
0:39:47	1点説明出力決定に関する説明書をこちら、今回説明しております。
0:39:53	緊急時対策所の、
0:39:58	緊急時対策所の機能に関する説明書、この二つの図書で燃料消費量っていうものが、
0:40:06	明確に見えるっていう形にはなっておりませんでしたので、いずれかの図書でわかるような形にしたいと考えております。以上です。
0:40:20	規定上ずれです。かつてないんです。あれ
0:40:26	緊対所用発電機。
0:40:31	インターンのその何か設定根拠って、
0:40:39	これ、ちょっと私もちょっと混乱したんですよ僕大証なんですって。
0:40:46	興裕緊対所発電。
0:40:53	中国電力の松元です。緊急時対策所用発電機は不純発電設備のところの要目表対象の設備でございます。以上です。
0:41:02	揚力大小ってことはあって設定値根拠説明書別途あるんですよ。
0:41:11	本当にわかるだろう。
0:41:16	中国電力の松本です。少々お待ちください。
0:42:04	中国電力の松本です。確認をした上で回答したいと考えます後程各回答とさせていただきます。
0:42:12	以上です。
0:42:13	規制庁テルイですわかりました。
0:42:54	規制庁仲村です。同じページで、もし食べ、制御回路を気動車状態で待機しておく。
0:43:03	ことっていうふうに記載があるんですけど。
0:43:06	この作業を行うことで、どういう状態になるのかっていう例えば
0:43:13	切り換えが早くなるのか、それとも片方が落ちた場合に自動的に切り替わるのかっていうのが、ご説明いただけますか。
0:43:24	中国電力の松本です。
0:43:26	緊急時対策所発電機は、本体に制御パネルを設置しております。なので、本体、屋外で作業がまず可能となっております。
0:43:37	で、制御電源を入れておくことで何が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:41	可能になるかでございますけども、
0:43:45	コントローラーを建物内には
0:43:49	設置することによって、遠隔の起動停止が可能になります。
0:43:58	その結果、外に出るとの発電機の切り換えが可能になります。以上です。
0:44:11	規制庁中で、了解しました。
0:44:14	よその例えばこれを機能しておけば、弁当中でも、切り換えが中から遠隔で可能になるっていうそういうことです。
0:44:28	中国電力の松本です。
0:44:30	運営としましてはベント前に給油をして、ベント中は、
0:44:35	注入せずとも、
0:44:37	給与切り換えせずとも運転可能な時間を確保しておりますけども、
0:44:42	李。
0:44:43	遠隔で切り替えること自体は可能でございます。以上です。
0:44:54	承知しました切り換えができるということで理解しました。
0:45:02	この清が医療機能主体としてを置くことであってというのが、どうなるのかっていうのも記載をいただいてもよろしいでしょうか。
0:45:16	中国電力の松本です。
0:45:18	記載に関しまして承知しました。
0:45:29	規制庁中でよろしく申し上げます。
0:45:48	規制庁仲間です。すいませんそのページの一番最後、10 時間以上の給電を可能ってこの 10 時間というのは、どこから出てきた数字かってのが、説明いただけますか。
0:46:04	中国電力の松本です。
0:46:07	段落最後の 10 時間のところですけども、塗料の通過時間ということで記載、10 時間を記載しております。以上です。
0:46:17	規制庁ナカムラ了解しました。ありがとうございます。
0:46:39	規制庁中村です。先ほどブルーム通過時 10 時間ってのが、例えばその屋内退避中とか、なぜこの 10 時間以上の給電が可能ならいいのかというか、
0:46:52	なぜこう書いてるかっていうのが、
0:46:55	追加で記載いただいてもよろしいでしょうか。
0:47:06	中国電力の松本です。10 時間の理由につきまして、記載いたします。了解しました。
0:47:14	以上です。
0:47:17	規制庁中間です。はい、お願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:30	規制庁中村です。続いて 11 ページ、これに記載の中、記載ぶりだけなんですけど。
0:47:40	三部 1 ポツ 1 の換気空調系。
0:47:44	設備等で、
0:47:46	この
0:47:50	2 段の締めプルーム通過時には藤 3709 通か 5 においてはという記載があるんですけど、一番上の段落なんですけど、
0:48:01	プルーム通過前にはっていう問 5、
0:48:04	入れていただけたらなあと思ってまして、プルーム通過後においてはプルーム通過前と同様についていうふうに記載があるので、そのプルーム通過前ってなかったのを、どこになるのかってのが、ちょっとこの、
0:48:17	機会だと、わかりづらいので、プルーム通過前であって記載を入れて適正化していただければと思いますがいかがでしょうか。
0:48:29	中国電力の中島です。了解いたしました。1 パラ目の最初の記載のところプルーム通過前には、という記載を追記検討いたします。以上です。
0:49:36	規制庁です。照井です。ちょっと中出長谷部少々お待ちいただければよろしいですか。
0:52:50	規制庁中ですいませんちょっと私の認識が間違ったかもしないんですけど。
0:52:54	藤さん事蓄積の一段落目ってというのは、
0:53:01	従来法、当時の基本条件というか、そして何かプルーム通過前にはって言うと、ある特定の瞬間表すようなイメージなんですけど。
0:53:17	製薬カーのところってというのは、
0:53:20	基本、
0:53:21	重大事故等発生時、
0:53:24	基本的にこの運用しますってことの記載の、そういう理解でよろしいですか。
0:53:32	中部電力の中嶋です。ご理解いただいている通りです基本的に重大事故等時に、辞書を進展しましたら、記載の通りで、空気浄化送風機、
0:53:43	等準備して、換気、緊急時対策所内の環境、
0:53:48	行うという運用の記載になってます。ベースはその運用でして、グループず、プルームの通過時においては、ポンベに切り替えると。
0:53:55	プルーム通過後はまた元のベースの運用に戻すという、
0:53:59	意味でございます。
0:54:00	以上です。
0:54:03	規制庁仲村です。了解しました。そうすると、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:11	趣旨としてはそうなので、プルーム通過後においては、プルーム通過前と同様 にっていうのは、
0:54:18	基本的にはそのプルーム通過前という特定の時期と同じ状況に戻すってより は、
0:54:24	前提として衛藤。
0:54:27	大貫。
0:54:28	複雑化してるので、その前提の条件に戻すっていう理解でよろしいですか。
0:54:37	中部電力の中嶋です。五輪式の通りですプルーム通過。
0:54:43	中のみボンベ加圧をしますということをちょっと表現したいので現状のような記 載としております。
0:54:49	以上です。
0:54:53	規制庁ナカムラ了解しました。それであればプルーム通過前と同様にっていう と何か特定の条件、時期というかそれを、
0:55:02	と同じに戻すような運用になるんで、単純に
0:55:07	プルーム通過後によってプルーム通過時に、空気ボンベから、総合企画部に 切り換えてるんですよ。
0:55:17	それが逆にある。
0:55:20	いや空気ボンベからまたその時に切り替えるっていうことがわかるように、記 載いただいてよろしいですかね。
0:55:27	イメージとしてはプルーム通過時の文章が逆になるようなイメージなんですけ れども、
0:55:33	わかりますか。今の説明。
0:55:39	中央電力のナカシマですと、通しページの、
0:55:43	12 ページの冒頭の記載のところはちょっと具体的に、今の私の理解でいきま すとプルーム通過後においては、
0:55:50	緊急時対策所。
0:55:52	空気浄化送風機及びっていうふうにも今の現状プルーム通過前と同様にって いうような、ちょっと記載を、例えば外すというような、
0:56:01	認識ですか。
0:56:02	合ってますでしょうか。
0:56:05	規制庁仲村です。いきそうなんですけどあれですねプルーム通過時には、緊 急時対策所空気浄化送風機から空気ボンベ仮設に切り換えて書いてあるん ですか。
0:56:18	そこが、上の通過後においては逆になると思うんで、そのことが、空気ボンベ 緩和設備から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:28	送風機に切り換えてっていうのは、わかるように明記いただきたいってのが、こちらの趣旨です。
0:56:35	中部電力の中嶋です。小関の1と理解いたしましたので、再検討いたします。以上です。
0:56:42	規制庁ナカムラですはい。よろしくお願いします。
0:56:54	規制庁仲です。ちょっと飛んで、19ページなんですけど。
0:57:03	ちょっとそういう会社もあるので、言いにくいんですけどアンケーの設置箇所、
0:57:09	なんですけど。
0:57:11	これ、
0:57:13	屋内屋外のよさを測っ
0:57:16	てるんですよ。で、
0:57:18	その場所ってのがちょっと意味かもしれないけど、
0:57:22	説明いただけますか。
0:57:27	中部電力の長嶋です。ちょっと図の中の話にはなりますけども現状の撮影の位置を示している課長箇所に提起したい。
0:57:37	取りついていまして検出点としては、その下方の方が屋外。
0:57:42	その境界の壁がありますけどもそちらの方から屋外の方、
0:57:46	2測定の検診が伸びているのとあとはスター付が取りついている。
0:57:52	場所の屋内での検出点。
0:57:54	それぞれの圧力差を表示するという、
0:57:58	仕様になっております。以上です。
0:58:02	規制庁中間です。了解しましたこのさっき書いてあるところの設置仮称で記載のあるところっていうのは計器には表示するっていうかね、計器の設置場所で検出器は、
0:58:14	屋外にあるということだね。
0:58:17	他のやつはおそらくその場で、検出器等は一緒に附属してると思うんですけど。
0:58:24	さっき言って、屋外をはかるものがあるので、ちょっと。
0:58:34	検出器の場所っていうのも図示したりとかって可能ですか。
0:58:47	中国電力の中嶋です。検出器自体は元実際にその指示、札が指示される現状の主で示している箇所になるんですけども今おっしゃられてるのはその検出。
0:59:00	さっきお前は屋外に伸びて建設配管。
0:59:04	先端っていうか、末端の部分も示せるかという意図でよろしいでしょうか。
0:59:08	規制庁中出はいその通りです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:25	中部電力長澤少々お待ちください。
1:00:04	中部電力の中嶋です。小田島氏と、
1:00:08	演出、
1:00:09	現実Ⅱのそのハタの、
1:00:12	先が起り伸びているってことを示していることを表現する。
1:00:16	ということが目的であれば、
1:00:18	比較表の 25 ページ。
1:00:20	の中、緊急時対策所換気空調系の系統構成図が、設備構成ですね。
1:00:28	なんか
1:00:29	右下。
1:00:32	失礼しました右側ですかね、のところで、DPIという記載がありますが、こちらをつけて示しておりますでそれで屋内と屋外を、
1:00:39	の差圧をはかっているってことは、
1:00:42	一応図としては記載はしておりますがこちら、
1:00:45	では、
1:00:46	不足しているでしょうか。
1:00:48	以上です。
1:00:58	規制庁中村です。はい場所については理屈ばかり場所というか構造自体は変わってっただけですけど要はちょっと差圧計 7ヶ所って書いてあって、
1:01:11	屋外もかかるんじゃないかなと思っての趣旨でした。
1:01:16	で、25 ページで差圧計の屋内屋外ってのがわかるので、
1:01:23	でもあると思うんですけども、それと、
1:01:25	この 2 級っていうのが、その差をつけるっていうことがわかるように、
1:01:32	凡例になるのか、あれなんですけど、と記載いただいてもよろしいでしょうかちょっと、これを見て、このDPIという土佐形のがちょっとリンクしなかったので、
1:01:43	何が可能であればよろしく願います。
1:01:47	中部電力の中嶋です。了解いたしました。先ほどの 25 ページの方の図の方に凡例追記、検討いたします。以上です。
1:02:16	規制庁ナカムラサトウ 21 ページ、ちょっとこれ、確認だけなんですけど。
1:02:25	単線結線図で、
1:02:27	東海第 2 の記載場所の相違っていうふうに記載があつてこれ、どこに記載があるかっていうと、
1:02:33	説明いただけますか。
1:02:37	中国電力の松本です。
1:02:40	21 ページ、島根の図の 3-3 に相当する東海第 2 の記載は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:46	18 ページ。
1:02:49	の下側、二つ図がありまして下側の図になります。以上です。
1:03:07	所長すいません、確認不足でしたわかりましたありがとうございます。
1:03:18	計上でいいです。
1:03:22	レーンだけ。
1:03:24	そう。
1:03:25	ちょっと説明時もあります。
1:03:30	表の 3-1。
1:03:34	負荷、
1:03:36	往復カーの見直しをしたってということなんですけど。
1:03:46	結局の換気空調設備とかの負荷が、
1:03:49	かなり変わってると思うんですけど。
1:03:54	何で変わったのかというのを説明していただきますと、
1:04:02	中国電力の松本です。
1:04:05	緊急時対策所の間、
1:04:08	環境を維持するために、空調を想定しておりましたけども、
1:04:16	設計を進めていくことで台数をふやさないと、維持できないということになりましたので、
1:04:27	台数増による、換気空調設備の負荷容量増となっております。以上です。
1:04:40	別所照井です。それはあれですかね居住性の方で説明がされると思っておけばいいですか。
1:05:03	中国電力の松元です。少々お待ちください。
1:05:29	中国電力の松本です。先ほどの質問につきまして、確認をさせていただきます。台数は変更になることの説明と理解していいでしょうか。
1:05:41	規制庁の照井です。
1:05:47	そうそうですね。
1:05:49	多分このファンの必要台数の説明で居住性説明書であるんじゃないかなと思って。
1:05:56	そうすると、当然
1:05:59	今までのところからの変更にはなるので、その合わせて変更についても説明があるものだと思ったんですが。
1:06:08	そのような理解ではないという、
1:06:13	中国電力の中島です。ここで言っているその換気空調設備っていうのは先ほど説明したプルーム通過中とか、SGに用いる空気浄化送風機とかそういった設備。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:25	そこも含まれているんですけどそれに加えて
1:06:28	緊急時対策所内の温度だったりとかを、一定に、
1:06:32	保つためのパッケージある思う。
1:06:34	このようになっておまして、今回のこの要領の変更についてはそのこの、パッケージエアコンの台数を変更したことによる負荷の容量増に、
1:06:43	なっております。で、審査資料上すいません確認までできていないんですけどもおそらくそのパッケージエアコンについて詳細を説明するっていう資料は、
1:06:54	ないかなと思ってるんですが環境庁研修をし、失礼しました。江藤。
1:06:58	健全性の説明書の方でエアコンに期待はしている空調設備に期待しているエリアとして緊急時対策所が上がっているというそちらの方で、実態としてはエアコン、
1:07:10	での空調管理に期待しているっていうことの、
1:07:14	について説明をして触れることができるかなと思っております。以上です。
1:07:19	規制庁の照井です。パッケージエアコンが変わってるってことですか。いや単純にすいません、換気空調設備ってあったので、居住ちい教授ん今の説明。
1:07:31	正圧化とかですね。
1:07:33	或いはその後、ポンベはマーケティング課ですけどその生活圈と違う、空気浄化ファンとか、そっちの方が、が変わったのかなと思ったので、
1:07:43	先ほどそういうことを言ったんですけど。
1:07:45	貯層じゃなくて
1:07:48	パッキ励行の方の、
1:07:50	容量が下、他必要台数が増えてるっていうことです。
1:07:55	私はそういう意味であればわかります。
1:08:01	ある。
1:08:03	それはないですけど、もともとのそのついでるもの追求っていうか
1:08:08	もともと想定していたものよりも、
1:08:12	パッケージあなたそれこそ温度とか、
1:08:16	湿度とか、そういうものだと思う。
1:08:20	細野。
1:08:22	何だろう、夫婦増えたっていうのは、
1:08:24	これちょっと、なぜ増えることになったのかっていうのがいまいち。
1:08:29	理解ができたやつ。
1:08:32	ここ何で増えるような人になった。
1:08:49	中部電力の中島です。まず今先ほど言われました温度の評価だだりの負荷を詳細精査して行った結果必要台数について、当初の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:01	発電機の容量として見込んでいた台数よりも増大する。
1:09:05	という、
1:09:06	結果になってちょっと負荷容量の変更が発生したというものでございます。実態として現場に取りついているこの台数はもともと
1:09:15	設置されていた断水台数から変更があったりとかっていうものでございます。単純にこの発電機の負荷容量として見込んでいる台数がちょっと下、実態の現地倍数。
1:09:27	所。
1:09:28	今井先生先ほど温度高評価を考慮すると少し見直しが必要だったというのが実態でございます。以上です。
1:09:37	久保木決得です。実際の台数は変わらないんだけど負荷が増えたっていうのは、
1:09:45	すいません。ちょっと。
1:09:47	すごい、イメージGで申し訳ないんですけど、何か
1:09:52	何だろう。
1:09:55	普通のこのイメージで言うと例えば
1:09:58	ハタとかは、部屋の中の、
1:10:01	本当だから例えば、例えば4台ついて2台にしか期待しないでも大丈夫だったのをさ、3台にしたとか、そういうイメージなのか、4台はもともと4台設置、
1:10:11	期待をしていたんだけど、例えば、何かを、発熱量が多くなったので除熱量が少ない何か温度設定時を、
1:10:21	より、より、
1:10:22	塗布な運転、そういうふうな前提のあれするようにしたっていうと、イメージで言うと、どっちが近い。
1:10:31	中国電力の中嶋です。イメージでいいますと、おそらく、
1:10:36	後者は、ちょっとすみませんなんで単純にちょっと説明しますともともと上として自治体の台数ももとの台数としては3台コンサル見ていたんですけども、先ほど言われます。
1:10:47	説明しましたけども実際の質問。
1:10:50	あれ。
1:10:51	40度ですけど、40度以下に保つためには実質9台。
1:10:56	必要でして実際には、
1:10:59	ユリ対策所には10台、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:01	弱+10 台以上ぐらいついてるんですけども 9 台の負荷に見直したというのが実態でございます。
1:11:07	以上です。
1:11:09	規制庁の照井ですわかりました状況理解ができました。はい。であればない。変更の内容わかったので大丈夫。はい。
1:11:21	ちなみに総合設備の、
1:11:24	照明設備等も若干、若干ではなくて増えてますけどこの増えた理由っていうのは、
1:11:31	ただいまの変更に伴うものが、
1:11:36	中国電力の松本です。
1:11:39	その他負荷の映像ですけども、先ほど説明しております換気空調設備とは関係ございませんで、これ何監視カメラ、
1:11:51	例えばGTG建物を、の上につけてるものですかそういったものをちょっと、
1:11:58	そういうもので行った結果、若干増となっております。以上です。
1:12:05	すいません。それわー、
1:12:10	もともと、
1:12:12	もともと積んでいたものからは変わってないんだけど、
1:12:16	それぞれの設備の負荷を精査した結果増えたっていうことなのか、もともと住んでいなかったものを新たに積み増したから増えたっていうのでいうことを、
1:12:39	中国電力の松本です。負荷の詳細精査ということで、増となっております。以上です。
1:12:47	規制庁です。わかりました一応、念のため確認ですけど、もともと積んでいた負荷からは、設備、住んでた設備から変更はなくて、
1:12:57	その 1 個 1 個の設備の負荷を精査した結果、知らせ精査してるか増になったということで、
1:13:05	いうことでいいですね。
1:13:10	中国電力の松本です。ご認識の通りです。以上です。大丈夫です理解いたしましてありがとうございます。
1:13:17	どうぞ。私、
1:13:23	規制庁仲村です。補足の 5 ページなんですけど。
1:13:29	放射線管理用資機材で、
1:13:35	協議の 1 の、
1:13:37	1 号機対応の緊急対策要員というふうに記載があるんですけど、この、
1:13:44	当研究会でしよって、2 号機専用で共用しない設計と。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:49	するっていうふうな記載があったと思うんですけども、ここの関係をご説明いただけますか。
1:14:09	中国電力の西田です。5 ページ記載の資機材の 12 号機対応の緊急対策要員 77 名ですが、こちらの方プラント監視班の中の、
1:14:20	当直員 1 号の当直員の人数も入っておりますので現状の記載となっております。以上です。
1:14:32	規制庁ナカムラ入ってるのはわかっ。
1:14:35	言ったんですけど、それと共用しない設計とするっていうのその関係が、
1:14:41	ちょっと見えてなくて、ちょっとご説明いただけますか。
1:14:59	中国電力の西田です。少々お待ちください。
1:15:47	中国電力のミナミダテです。今ちょっと先ほどご質問について調べてるところなんですけれども、緊急時対策所の発電機の
1:15:56	燃料消費率数のところを確認できましたので先にお答えしてもよろしいでしょうか。
1:16:03	規制庁仲ですよろしく申し上げます。
1:16:08	中国電力、ミナミダテありがとうございます。緊急時対策少量発電機ですね燃料消費率につきましては、床、
1:16:19	個別設定値根拠の方ですね、
1:16:22	非常用電源設備の中に緊急時対策所用発電機付燃料タンクというものがあまして、そちらのところで燃料消費率。
1:16:33	と、運転時間の関係から
1:16:37	タンクの容量幾らにするといった形で記載している状況になっております。
1:16:42	で、そういう設定値根拠の中で、詳しく書いています中、今回説明させていただいております。説明書の中では、
1:16:52	燃料の保有量、そして運転可能時間というところだけ記載しているところではあったんですけども。
1:17:00	今回説明した説明書の中にも、そこは燃料消費率も書いた方がよろしいでしょうか。
1:17:08	規制庁仲野です。若山の設定値根拠にあるのであればこちらには大丈夫かなと思いますが、ただその計算の補足の方に、
1:17:19	ちょっと追記いただければいいなと思うんですけども、それは大丈夫でしょうか。
1:17:33	中国電力ミナミダテです。承知いたしました。それでは補足説明資料につ燃料消費率と燃料保有量、そこの計算について記載させていただきます。
1:17:46	規制庁中田です。よろしく申し上げます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:53	中国電力の西田です。先ほどの1号の共用の考え方についてご回答します。本件についてはEPのヒアリング時にも回答させていただいておりますが、
1:18:04	一応、1号の位置付けとしましては34条61条の基づくですね緊急時対策所の設置は求められない、求められてないと考えております。
1:18:15	ただしですね原災法と、原子力防災業務計画等の原災法上の位置付けとしてですね、原子力防災組織を設置しなければならないという考えのもと、
1:18:26	1号の要員も含めておりますので、施設としては共用設備ではありませんが、組織としては12号の組織を加えた体制として、そういう理解でございます。
1:18:40	規制庁長瀬衛藤要求としてはないけど、
1:18:45	施設として、1号を使うので、
1:18:49	1号用の資機材のあるって認識ですか。
1:18:56	中国電力の市田です。ご理解の通り組織としては、防災組織としては12号も含めてますので、資機材その要員分を、はい。配備している、そういう理解でございます。
1:19:09	規制庁ながら承知しました。施設として使って牧場もあるんで、置いていて、
1:19:17	別、要求と社内で一応今日は2号専用なってるってことで理解しました。ありがとうございます。
1:19:50	規制庁仲村です。有毒ガス数の方なんですけど。
1:19:58	比較表の32ページから32ページで、
1:20:02	固定元に対する防護措置のところの、2段落目3段落目なんですけど、これちょっと、
1:20:11	記載の適正化だけお願いしたいんですけど、中操の入力活動の記載順と2段落目3名が逆になってるので、
1:20:19	ちょっと正しい方に、
1:20:21	修正いただければと思いますがいかがでしょうか。
1:20:27	中国電力の佐藤です。承知いたしました。
1:20:44	規制庁中村です。本来の説明書比較じゃなくて本文の方の、
1:20:50	33ページの流動化不能度評価の、
1:20:55	式なんですけど、
1:20:59	検討比較で、
1:21:01	定義の文字が若干違ってるので、
1:21:05	そこはちょっとご修正いただければと思います。あと、おそらくなんですけど、
1:21:11	点この説明書みたいな方が間違ってるんじゃないかなと思います比較表等、中操のほうの記載を同じだったので、ちょっと確認してご修正いただければと思いますよろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:25	中国電力の佐藤です。失礼いたしました。確認して修正いたします。以上です。
1:22:08	規制庁ナカムラすみません、あと
1:22:11	誘導勝野、棒措置で
1:22:15	江藤緊急対策章要員に括弧指示要員っていうのがあったと思うんですけども。
1:22:22	日比病院っていうのは、
1:22:25	結局、
1:22:31	緊急対策所機能の補足の1ページにある重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員。
1:22:40	県と同じという認識でよろしいですか。
1:22:48	中国電力の佐藤です。はい、ご認識の通りでございます。以上です。
1:22:57	規制庁仲田ですが、ちょっと同じということだと、
1:23:04	今、補足の機能のほうの補足の46、1ページで合計46名って書いてあってね。
1:23:16	ルール化相互の補足の、
1:23:19	243ページ。
1:23:21	緊急対策本部要員かつ指示要員、要員数49人って書いてあるんですけど、これ。
1:23:29	3名違うんですけどちょっとご説明いただけますか。
1:23:36	中国電力の原です。衛藤要員の数の違いについてですけども、
1:23:43	補足で記載しておりますのはブルーム通過時の体制で46名となっております。補足、
1:23:51	印対象の補足の4ページのところ、
1:23:55	ですけど、ところの、
1:24:00	3号13号の中央制御室の、運転補助要員の二名等あと緊急時対策所にとどまる場所、要員の、
1:24:11	47名ですね、衛藤さんから4にかけてのところなんですけど、
1:24:16	防災対策の欄でいうと、
1:24:19	③、
1:24:20	この要員参集後からブルーム通過直前っていうところ。
1:24:25	までの要員数を足した数が49名。
1:24:29	となります。
1:24:31	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:34	規制庁がすいません、補助員わかったけどもう1名ってすいませんもう一度ご説明いただけますか。すいません。
1:24:42	中国電力の羽田です。衛藤。
1:24:45	緊急時対策所の欄ですね、こちらの③から④の間の47名っていうところが、緊急時対策所の方に、
1:24:56	三種、
1:24:58	緊急時対策所の指示要員とられておりますので、
1:25:02	その数を足した、
1:25:04	47と2を足した数で49名となります。
1:25:08	以上です。
1:25:11	今日の内訳はわかりました。重大事故等に対処するために、避難市場化要員っていうの、昨日のその要員っていうのと、
1:25:23	この優先的対策本部要員確保しようっていうのは、全く同じではないっていうことですかね。
1:25:35	中国電力の南です。はい。
1:25:37	ご指摘いただいている箇所が移動、まず有力活動ガイドに基づいて先ほど説明の時にもう土でさせていただきました、初動要員や知事要員。
1:25:50	愛情要員こういう名前の違いがあるというところで、ガイドに基づいて考え方に基づいて指示要員で、勤怠の方での体制の方で先ほどの1ページの方に、
1:26:03	阿保節の1ページの方の藤会長にするために必要な指示を行う要員という考え方、こちらありまして、私たちはこれを
1:26:14	同一のものというふうに考えて基本的には、こういう要因に対するを守るという観点でまずは考え方は整理したというところではありますが、
1:26:27	事象進展先ほど4ページでご説明させていただきました通り、事象進展に基づいて緊急時対策所にいる要員というのは、異なって参りますのでそれらの要員を守るという観点で、
1:26:38	人数少し一番最大の時というのが先ほどご説明させていただきました時というところで49名分というふうに考えているということ、
1:26:48	6月の資料では記載させていただいているというのが現状でございます。以上です。
1:27:01	規制庁中根です。わかりました
1:27:06	まず
1:27:08	頭のこの、
1:27:11	昨日の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:12	家族の重大状態に対する要因等、緊待所本部員が違うということで、その 49 名の内訳先ほど言われたなぜ違うのかも含めて、
1:27:24	49 の内訳っていうの捕捉構いませんので記載いただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。
1:27:34	中国電力の佐藤です。承知いたしました 49 名の内訳について、記載を適正化いたします。以上です。
1:27:48	規制庁中間ですよろしく申し上げます。
1:27:59	規制庁仲村です。それではこちらカラー確認事項は以上になりますけども中国電力の方から何かありますでしょうか。
1:28:15	中国電力の松元です。こちらからは特にございません。以上です。
1:28:22	規制庁中野です。わかりましたじゃ、それではコメント等、本日のコメントの確認を最後にしたいと思いますのでよろしく申し上げます。
1:29:38	中国電力の松本です画面共有いたしました。
1:29:42	見えておりますでしょうか。
1:29:44	規制庁仲田です。はい。大丈夫です。
1:29:52	それでは、読み上げいたします。まず一番、比較表 3 ページ、基準津波と津波の記載について、記載の適正化を検討すること。
1:30:02	二番、比較表の 9 ページ、燃料タンクの 37 時間以上連続給電の記載について、燃料消費による時間の根拠がわかるように、補足説明資料にて説明すること。
1:30:14	三番、比較表の 9 ページ、制御回路を起動した状態で待機することについて、記載の適正化を検討すること。
1:30:23	四番、比較表の 9 ページ、10 時間以上給電可能とする理由がわかるように記載を検討すること。
1:30:31	五番、比較表の 11 ページ。
1:30:33	プルーム通過後の記載について、記載の適正化を検討すること。
1:30:38	六番、
1:30:40	比較表の 25 ページ。
1:30:42	差圧計がわかるように、凡例にて説明すること。
1:30:46	七番、比較表の 32 ページ湯。
1:30:49	有毒ガスに対する説明の記載順について記載を適正化すること。
1:30:55	八番、補足説明資料の 243 ページ。
1:30:59	49 人の内訳がわかるように記載を適正化すること。
1:31:03	以上となります。
1:31:10	院長の中村です。はい。大丈夫です。あと計算式の適正化も申し上げます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:27	中部電力の佐藤です。はい。営企本文と比較表の方で、規制統一、記載を統一いたします。以上です。
1:31:39	規制庁中です。はい。よろしくお願いします。それでは、これでヒアリングを終了したいと思いますが、ユリの方から何。
1:31:51	なければ、いらっしゃる方はいかがでしょうか。
1:31:56	中国電力の松本です。特にございません。以上です。
1:32:00	はい。それではこれで緊急対策所機能に関するヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。
1:32:08	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。